

# 福岡県公報

平成20年1月9日  
第 2 7 7 1 号

## 目 次

### 告 示 (第20号 - 第36号)

土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	.....	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
公有水面埋立ての竣功認可	(漁 港 課)	.....	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	.....	5
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	.....	5
市の町の区域の設定	(地 方 課)	.....	6
市の町の区域の変更	(地 方 課)	.....	9
市の字の区域の変更	(地 方 課)	.....	12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	12

### 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	12
-------------------------------	----------	-------	----

教育委員会			
技能教育のための施設の所在地の変更	(教育庁高校教育課)	.....	12
選挙管理委員会			
海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地 方 課)	.....	13
公安委員会			
駐車監視員資格者講習の実施	(警察本部駐車対策課)	.....	13
正 誤			
道路の区域の変更 (平成19年11月福岡県告示第2072号) 中正誤		.....	14
道路の区域の変更 (平成19年11月福岡県告示第2136号) 中正誤		.....	14
開発行為に関する工事の完了 (平成19年12月福岡県告示第2349号) 中正誤		.....	14
道路の区域の変更 (平成19年12月福岡県告示第2376号) 中正誤		.....	14

## 告 示

### 福岡県告示第20号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島郡二丈町土地改良区	農業用排水施設整備事業 (石町地区)	平成19年10月23日	平成19年11月23日
鞍手郡宮田町上大隈地区土地改良事業共同施行	区画整理事業 (上大隈地区)	平成元年3月22日	平成8年5月1日

### 福岡県告示第21号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ふれ愛の灯台

(2) 代表者の氏名

佐藤 豪

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字新多1578番地の7

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険に関する事業や日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険に関する事業及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、子供の健全育成に関する事業など日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者、子供等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第22号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育てなかま

(2) 代表者の氏名

盛武 郁美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字頓野1029番地29

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなどの子育て支援事業を通して、すべての子どもと親がいきいきと心豊かに暮らせる地域づくり、団塊の世代も含め地域の人たちも共に生きがいもてる地域社会をつくることを目指し、地域コミュニティの再生を目的とする。

福岡県告示第23号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人昴

(2) 代表者の氏名

奥山 剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡赤村大字赤1984番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、ハンディを個性とする障害者等が地域生活に参加し、その能力に応じた役割を果たす活動の支援事業を行うことにより、すべての人々が生きている実感を持ち、こころ豊かに暮らすことのできる福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第24号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年12月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ラ・ポール工房かなめ園

## (2) 代表者の氏名

渡邊 利夫

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区上香月三丁目7番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は障害者に対して、余暇支援・相談に関する事業を行い、地域と社会福祉の増進を図り、障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

## 福岡県告示第25号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町北新開字古賀217番5及び217番6

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市高田町北新開217番地2

西山 勝幸

## 福岡県告示第26号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 特約業者の氏名又は名称

有限会社 小田原興産（代表取締役 小田原 寿司）

## 2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市八幡西区本城東5丁目1-2

## 3 特約業者の指定取消年月日

平成19年12月1日

## 福岡県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	後川内線 黒 木	前	八女郡黒木町大字笠原637番3先から 八女郡黒木町大字笠原697番1先まで	5.0 ~ 7.8	246.0
			後	八女郡黒木町大字笠原637番3先から 八女郡黒木町大字笠原697番1先まで	6.0 ~ 10.8	

福岡県告示第28号

解散した清算法人高家土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
石 松 芳 城	遠賀郡遠賀町大字上別府1030番地の1
石 松 守	" " " 1013番地
石 松 實	" " " 1031番地
石 松 博 明	" " " 1685番地
岩 崎 昭 幸	" " " 2033番地
高 一 芳	" " " 279番地
筋 田 良 秀	" " " 2267番地の2
筋 田 靖 之	" " " 1683番地

福岡県告示第29号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市岩崎字水打65 - 1、65 - 4、66 - 1、66 - 3及び66 - 4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1242番地

株式会社ケイ・エス・ゴルフガーデン 代表取締役 菰原 隆一

福岡県告示第30号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成19年12月14日

2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者

北九州市

北九州市小倉北区城内1番1号

(2) 代表者

北九州市長 北橋 健治

3 <sup>しゅん</sup>竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

北九州市小倉北区大字藍島10番から32番3に至る地先の公有水面（藍島漁港区域内）

(2) 区域

次の各地点のうち の地点と の地点を直線で結ぶ平成8年3月15日付け7漁第95号の6で<sup>しゅん</sup>竣功認可された埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+1.83mにより決定）、 の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点から の地点と の地点を直線で結ぶ平成7年の秋分の満潮位（D.L.+1.68m）における公有水

面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 藍島三角点（北緯33度59分36秒995，東経130度48分53秒563）から139度12分49秒685.96mの地点

の地点 の地点から236度34分24秒80.60mの地点

の地点 の地点から146度33分58秒115.05mの地点

の地点 の地点から56度41分08秒25.43mの地点

の地点 の地点から146度33分33秒66.47mの地点

の地点 の地点から56度35分52秒75.73mの地点

の地点 の地点から328度53分52秒15.34mの地点

の地点 の地点から339度16分11秒27.13mの地点

の地点 の地点から314度07分57秒33.91mの地点

の地点 の地点から307度20分30秒24.53mの地点

の地点 の地点から327度12分56秒16.99mの地点

の地点 の地点から300度53分54秒33.03mの地点

の地点 の地点から327度24分55秒23.47mの地点

(3) 面積

15,329.80平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年1月21日10漁255号の3

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

北九州市役所

福岡県告示第31号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年12月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール直方

(2) 所在地 福岡県直方市湯野原二丁目1番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
6	福岡県直方市湯野原二丁目1番1号	7	福岡県直方市湯野原二丁目1番1号

福岡県告示第32号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ヤマダ電機テックランド直方店

(2) 所在地 福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年8月15日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,476㎡

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外	107

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外	45

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外	84.8

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外	36.3

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時まで

## 福岡県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年2月25日から効力を生ずるものとする。

平成20年1月9日

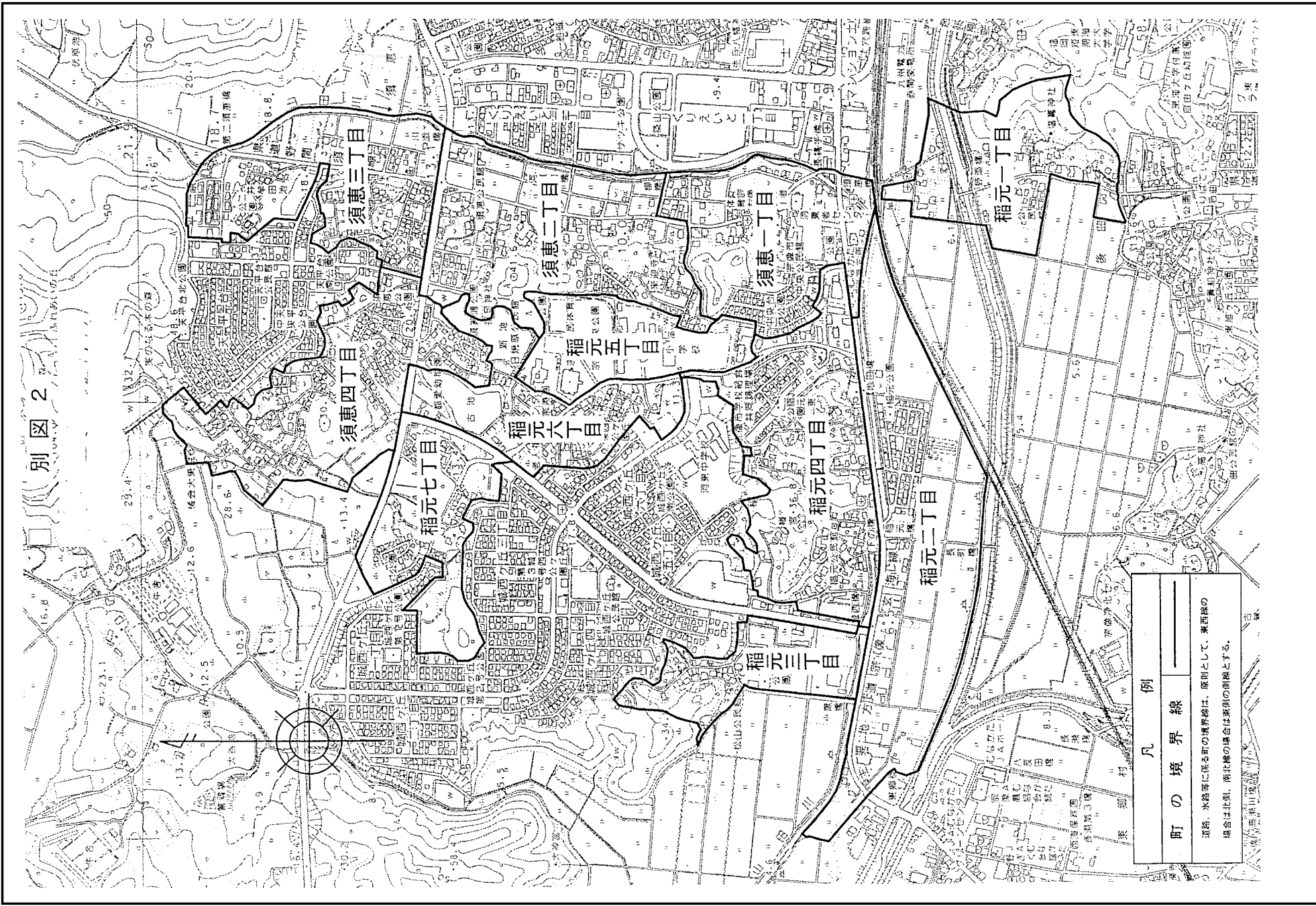
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



別図2



凡	例
町の境界線	——
道路、水溝等に依る町の境界線は、原則として、東西線の場合は北側、南北線の場合は東側の副線とする。	



福岡県告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

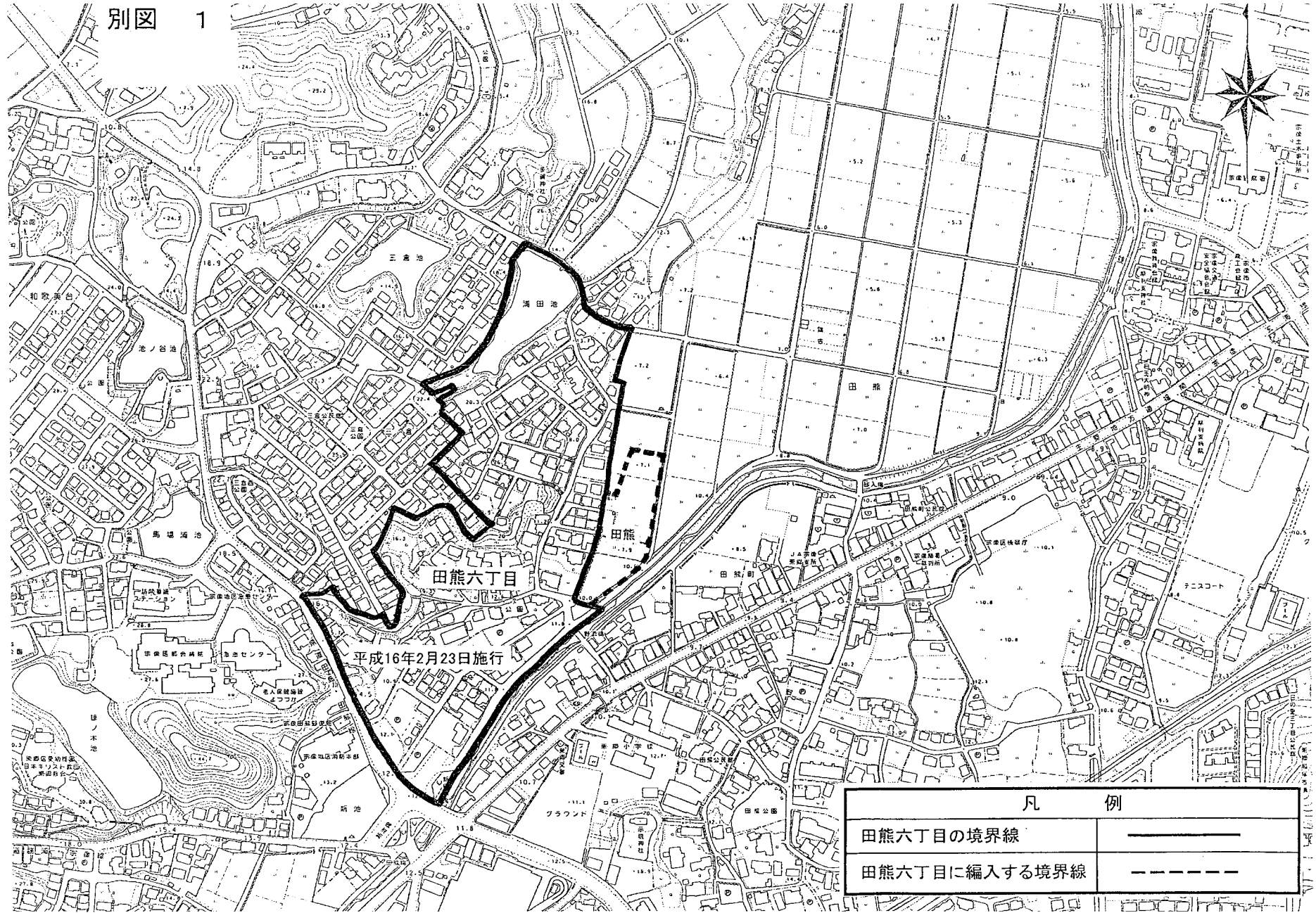
上記処分は、平成20年2月25日から効力を生ずるものとする。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の町の区域を別図2のように変更する。

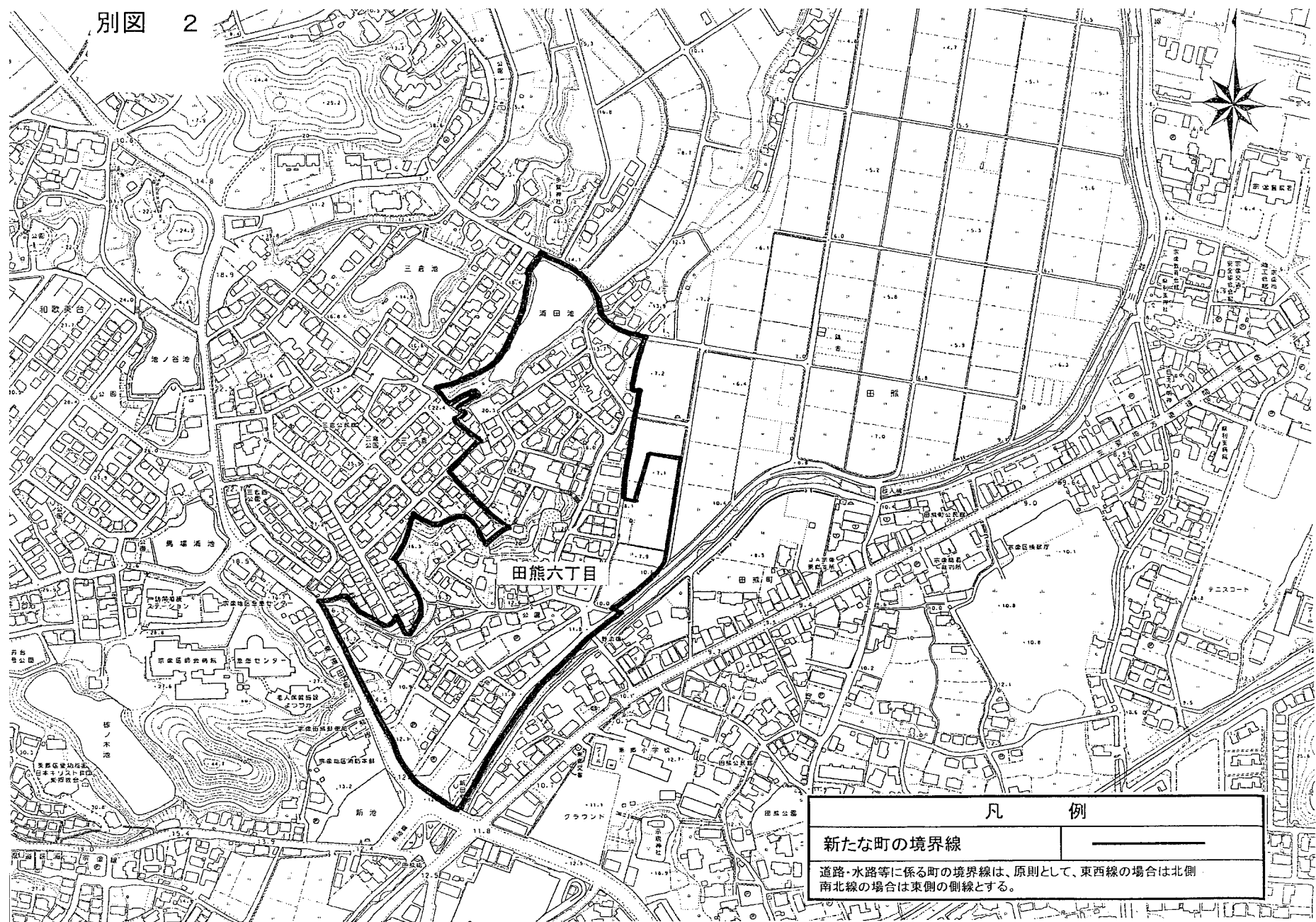
別図 1



平成16年2月23日施行

凡 例	
田熊六丁目の境界線	———
田熊六丁目へ編入する境界線	- - - - -

別図 2



凡 例	
新たな町の境界線	
道路・水路等に係る町の境界線は、原則として、東西線の場合は北側 南北線の場合は東側の側線とする。	

## 福岡県告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年2月25日から効力を生ずるものとする。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字天平台に編入し、小字を廃止する。

大字	字	地番
須 恵	須 賀 浦	596の2、596の3、641の5、641の19

## 福岡県告示第36号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字隈37番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市門司区泉ヶ丘5番27-701号

岡部 なが子

岡部 昇二

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社セイコーサービス

(2) 所在地

久留米市田主丸町豊城1853番地の第1

(3) 代表者

代表取締役 林田 利夫

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年12月17日

4 処分の理由

事業者が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

### 教育委員会

福岡県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設から、所在地の変更の届出があったので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成20年1月9日

福岡県教育委員会

名称	KTC中央高等学院福岡キャンパス
旧所在地	福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル8階
新所在地	福岡市博多区博多駅前2-8-25
変更年月日	平成19年11月1日

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

海 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	538
筑前海区	1,473
福岡県有明海区	1,295

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第1号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成20年1月9日

福岡県公安委員会

### 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日		講 習 時 間	講 習 場 所
第 二 回	講 義	平成20年2月13日（水）及び 同年2月14日（木）の2日間	福岡市博多区吉塚本町13番 55号 博多サンヒルズホテル
	修 了 考 査	平成20年2月21日（木）	

講習は2日間の講義と1週間後の修了考査で行う。

### 2 申込み受付期間

平成20年1月16日（水）から平成20年1月31日（木）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後6時00分までの間

### 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署（交番、駐在所等の出先機関では受理しない。）

### 4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（上記申込み場所で交付）
- (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

### 5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

### 6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (2) 受講人員は80名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

### 7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由  
ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  
 ウ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等  
 (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。  
 8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。  
 (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。  
 (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理係（電話 092 - 641 - 4141内線5297））に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・11・5	2747	告示	2072	7					天生田吉国線 前 後	天生田吉国線 前 前
19・11・16	2752	告示	2136	3					柳川市三橋町下百町40番4先から	柳川市三橋町蒲船津40番4先から
19・12・14	2763	告示	2349	5			3		市有地	私有地
			2376	13					中間水巻線 前 後	中間水巻線 前 前